

経営事項審査の再審査について（令和8年7月1日改正分）

令和8年7月1日に経営事項審査の審査基準が改正されます。

【参考】主な再審査対象項目

- W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の有無
- W7：建設機械の保有状況（既存の9機種の外に加点対象を拡大）
不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャの追加

これに伴う再申請については以下のとおりです。

1. 対象業者

改正前の審査基準に基づいて審査された有効な経営規模等評価結果を持っており、新しい審査基準に基づく審査を希望する建設業者。

2. 再審査の申立可能期間

令和8年7月1日（水）～令和8年10月28日（水）

※10月28日までに県へレターパックが到達する必要があります。

3. 再審査の申立方法 ※電子申請（JCIP）は対応していません

①再審査申立ての予約申込み（建設業者→県）

通常の審査申請と同様に、ふくおか電子申請サービスで予約申込みを行ってください。

- ・検索サイト等において“ふくおか電子申請サービス”のキーワードで検索し、ふくおか電子申請サービスにアクセスし、「申請先の選択」ページで福岡県を選択してください。
- ・「キーワードで絞り込む」に“経営事項審査 再審査”で検索し、「経営事項審査再審査（R8.7.1）申立ての予約申込み」から必要事項を入力してください。

②申立書類の送付

①の完了後（ふくおか電子申請サービス上のステータスが「完了」表示となったら）、レターパックにより以下へ書類を送付してください。その際、本資料5Pの「レターパック貼付用紙をご活用ください。」

送付先

〒812-0044

福岡市博多区千代1丁目20-31

千代合同庁舎2階 経審・入札審査室

電話：092-292-5736

③必要部数は、正本1部と副本1部の合計2部です。

副本は、再審査の結果通知書と一緒に返信用レターパックにより返却します。結果通知書の送付先と副本の送付先を別にしたい場合や副本の返送を早く受けたい場合等は、別途、返信用のレターパックや封筒を必要数同封していただければ、個別に対応します。

4. 必要書類一覧

書類	備考	チェック
・本チェックリスト		<input type="checkbox"/>
・レターパックプラス (結果通知書及び副本返信用)	・宛先(返送先)を記入しておくこと。 ・保管用シールを剥がしておくこと。	<input type="checkbox"/>
・書類保管用封筒 ※経営事項審査申請表紙(本紙3ページ)を貼付、 又は印刷したもの	・複数業者を1封筒に同封しないこと。 ※折り畳み可、サイズは角2以上。	<input type="checkbox"/>
・再審査予約申請の控え	・ふくおか電子申請サービスからダウンロードしたもの	<input type="checkbox"/>
・経営規模等評価再審査申立書(様式第25号の14) ・その他審査項目(社会性)(同上別紙3)	・記載例(本紙4, 5ページ以降)を参照して作成すること。 ・正副2部。	<input type="checkbox"/>
・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式7号) ・宣言書の写し ・建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイトに掲載されていることを示す書面(ウェブページのスクリーンショットなど)	・正副2部。 ・申立てしない場合は不要。	<input type="checkbox"/>
・建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表 ・アスファルト・フィニッシャ及び不整地運搬車に係る以下3点の資料(全て必要) ー所有を証明する書類 (書類名:) ー規格が確認できる書類 (書類名:) ー稼動可能なことが確認できる資料 (書類名:)	・正副2部。 ・申立てしない場合は不要。 所有を証明する書類 ⇒売買契約書の写し又はリース契約書の写し等 規格が確認できる書類 ⇒カタログ等 稼動可能なことが確認できる資料 ⇒自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し又は特定自主検査記録表の写し	<input type="checkbox"/>
・受審済みの経営事項審査申請書	・副本	<input type="checkbox"/>
・受審済みの経営事項審査結果通知書	・原本	<input type="checkbox"/>

5. 注意事項

- 再申請申立ては手数料不要です。
- 再審査は基準が改正された部分のみを審査するものであり、基準が改正されていない項目についての審査は行いません。
- 再審査により、経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。審査開始後に有効期限を迎えた場合は、1. 対象業者の要件を満たさなくなったものとして、審査を打ち切ります。
- 審査期間は、資料の修正が全く生じない場合で概ね2週間程度です。

(書類保管用封筒貼付用紙)

県使用欄 (記入しないでください)					
申請者区分	受付印	審査日	審査員	業種数	整理番号
・本人 ・代理人					

福岡県知事許可業者経営事項再審査申立て (経営規模等評価申請・総合評定値請求)

申立者記入欄	
建設業許可番号	福岡県知事許可 第 号 (最大6桁の番号)
建設業者名	
代表者氏名	
予約受付番号	

【重要】書類の送付前に、必ず、以下の手続きを行ってください。

- ①ふくおか電子申請サービスの利用者登録 (登録済みの場合は不要)
 - ②ふくおか電子申請サービスにログインする
 - ③手続名「経営事項審査再審査 (R8.7.1) 申立ての予約申込み」の電子申請を行う
- ※申請先の選択：福岡県をクリック→「経営事項審査」で検索

記載例

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

不要な部分を

申立年月日を記入

令和 8年 ●月 ●●日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

予約番号

ふくおか電子申請サービスの番号を入れてください

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

項番05以外は、丸囲み以外の箇所は、受審済の経営事項審査の際に提出した申請書と同じ内容を記載をしてください。受審後に建設業許可に関する事項(商号、代表者、主たる営業所の所在地等)を変

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県 知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	令和 3 年 5 月 日	15 - 20
申請時の番号	02	大臣 知事 コード 40 国土交通大臣 知事 許可 (般 特) 第 5 号	許可年月日 令和 11 年 月 日
前回の申請時の番号	03	大臣 知事 コード 40 国土交通大臣 知事 許可 (般 特) 第 5 号	許可年月日 令和 11 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日	
申請等の区分	05	4 "4"を記入してください。	
処理の区分	06		
法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号	
商号又は名称のフリガナ	08		
商号又は名称	09		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12		
主たる営業所の所在地	13		
郵便番号	14	電話番号	
許可を受けている建設	15	土建 大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	(1.一般) (2.特定)
経営規模等評価等対象建設業	16		

記載例

(用紙A4) 20004

項番52及び項番62以外は、受審済の経営事項審査の際に提出した申請書と同じ内容を記載をしてください。

その他の審査項目 (社会性等)

予約番号 #REF!

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無, 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無, 法定外労働災害補償制度加入の有無, 若年技術職員の継続的な育成及び確保, 新規若年技術職員の育成及び確保, CPD単位取得数, 技能レベル向上者数, 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況, 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況, 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況, 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況, 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無

建設業の営業継続の状況

営業年数, 民事再生法又は会社更生法の適用の有無, 初めて許可(登録)を受けた年月日, 休業等期間, 備考(組織変更等), 再生手続又は更生手続開始決定日, 再生計画又は更生計画認可日, 再生手続又は更生手続最終決定日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

法令遵守の状況

営業停止処分の有無, 指示処分の有無

建設業の経理の状況

監査の受審状況, 公認会計士等の数, 二級登録経理試験合格者等の数

研究開発の状況

研究開発費(2期平均), 審査対象事業年度, 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無, ISO9001の登録の有無, ISO14001の登録の有無